

京都市市民参加推進条例

H15.6.6 施行

全体的な性格

市民参加と協働を区別しない。

「多様な参加の機会を確保することにより、本市と市民とのパートナーシップに基づく市政の推進を図り、市民が、その持てる力を存分に発揮し、地域社会の一員として、自覚と責任を持って、まちづくりを進めるとともに、市政に積極的に参加し、協働の成果を挙げる必要がある。」

内容

推進方策：「市民参加推進計画」を策定する。

参加手法：「審議会等の会議の公開」「委員公募」「パブリックコメントほかの手続き」

支援：「情報の提供，相談，専門家の派遣，活動拠点の確保等市民による自主的なまちづくりの活動を促進するために必要な措置を講じる」

イメージ図

